平成２８年（フ）第７８号
函館市湯川町２丁目29番22―708号
債務者　三浦　盛彦
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第９５号
函館市宝来町17番12号
債務者　渡辺　康宏
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第９６号
函館市宝来町17番12号
債務者　渡辺　文子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２号
岐阜県大垣市本今３丁目259番地　レオパレスオーシャン　105
債務者　金城　直哉
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
岐阜県揖斐郡池田町上田1156番地の２　メゾンダンデライオンＢ102号室
債務者　後藤　真次
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
島根県出雲市稗原町1748番地
債務者　高野　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１４号
沖縄県宮古島市下地字与那覇1042番地１　与那覇団地１－１－Ｄ
債務者　石嶺　輝美
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第４１９号
名古屋市名東区明が丘54番地の１　コーポ明ケ丘102号
債務者　今西　祐吾
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１６号
愛知県北名古屋市徳重東出18番地１　ソレーユ五条弐番館203号
債務者　ＩＢＯＮＥＳ　ＳＥＲＧＩＯ　ＪＲ　ＭＡＮＡＣＡＰ
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８６号
名古屋市西区江向町１丁目49番地の１　コーポラフ101号
債務者　木全　由浩
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６号
高知市北竹島町29番地１　市住28号
債務者　中村　正善
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７７号
高知市横浜西町26番12号　メゾネット横浜18号
債務者　笠原　康子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８５号
高知市薊野西町１丁目８番４号
債務者　川村　佳代
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９４号
高知市北竹島町447番地
債務者　濵田　節子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４０４号
埼玉県川口市上青木西１丁目６番７―509号
債務者　新田　和子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４９号
さいたま市北区宮原町１丁目459番地　アコール十文字301、旧住所神奈川県伊勢原市東成瀬46番地の２　14―203
債務者　森　桂一郎
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係